

令和4年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和4年4月18日(月) 午後6時30分から午後7時13分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、渡邊 洋路、越智 琢司、村松 晋、塩塚 実、斉藤 博、
古田 光子、横山 宏

(欠席者 なし)

※ 規則第4条第3号の規定により、条例第2条各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、本間住民課長、宇野保健課長、國安健康推進係長、国保医療係：佐々木(哲)、稲垣、野口、佐々木(駿)

4 飯田町長より諮問及び挨拶

(諮問)

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

(挨拶)

皆さん、改めましてこんばんは。一日のお仕事でお疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今、諮問をさせていただきましたけれども、今回の改正につきましては地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げということであり、今回は医療分として2万円を引上げ65万円と、後期高齢者支援金分として1万円を引上げ20万円とするものであります。国保税の限度額については、これらに加えて介護分もあり、介護分については据え置き17万円であります。現行、99万の限度額が102万円ということで、3万円の引上げであります。本町の国保税の納税義務者の状況を見ますと、課税限度額を超えている方のほとんどが農業者でありますけれども、日本の税制そのものが担税力のある方に税金を納めていただくということでもありますので、ご理解を賜れるようにということで考えております。

さて、コロナの関係でありますけれども、一昨年1月15日に初めての感染者が確認されてから、もうすでに2年3か月になりますけれども、感染の波が収まるかと思えば感染が拡大するといった繰り返しになっております。本町においても、9月27日から101日間ほど感染者ゼロの日が続いたわけでありまして、本年の1月5日になって感染者が確認されて以降、このところ毎日二桁の感染者が確認されているという状況であります。これまでの累計が869人でありまして、そのうち令和4年に入ってから698人、8割を超えており、本当に感染については十分に注意していかなければと気を引き締めているところであります。

気になる点といたしまして、今日の資料にもありますけれども、特定健診の受診率が令和3年で下がりました。それまでは毎年、右肩上がりで健診受診率が上がっておりましたけれども、外に出ることを嫌う、コロナの受診控えが結び付いていると思いますけれども、受診率が対前年度比で5.39ポイント下がったところでありまして、このことが病気の早期発見、早期治療の後退にならなければよいとそんな思いをしているところであります。

それともう一つ、国保に関して申し上げますと、令和6年度までに減免の基準や賦課方式について、保険料水準の統一を図り、そして令和12年度までに全道一本での賦課をしていくということを北海道の方では考えているところであります。全道で一本の保険料となった場合は、おそらく本町の税率は引上げをしなければ納付金を納めきれないということが想定されておりますので、いかになだらかに令和12年度に持っていくかということが大きな課題になると思っておりますので、その点についても、皆さんのお知恵を拝借しながら、被保険者の皆さんの過大な負担とならないように賦課をしていきたいと考えております。

限られた時間ではありますが、今日は慎重な審議をしていただきまして、明日にでも答申をいただける予定となっておりますので、審議をよろしくお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(飯田町長退席)

5 事務局職員自己紹介（寺田部長、本間課長、宇野課長、佐々木主任各自自己紹介）

6 会 議

① 開会

(斉藤会長)

皆さん、お晩でございます。夜分にも関わらず協議会に出席をいただきまして、ありがとうございます。今日トラクターで畑おこしをしているところであります。十勝の活気あるシーズンに入ったなと感じたところであります。今日、ニュースを見ていたら、十勝のコロナの感染者数252人ということで、十勝の今までで一番多い人数ということであります。コロナが中々収まらないで心配だなと思っているところであります。先ほど、町長のお話にもあったように、コロナによって特定健診の受診率にも影響しているのかと心配になったところであります。

それでは早速ではありますが、会議に入りたいと思います。

② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

最初に、会議録署名委員の選出ですが、事務局からお願いします。

(本間課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしております。今回につきましては、横山委員と六郎田委員をお願いしたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、今日の署名委員につきましては、横山委員と六郎田委員をお願いいたします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

説明に入る前に、配布資料の確認をいたします。資料として、議案書、資料1、資料2、資料3を配布しておりますが、お手元の資料に不足がありましたらお申し出ください。

それでは、報告第1号「令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」ご説明させていただきます。

議案書1頁をご覧ください。はじめに、令和3年度歳入の決算見込みについてであります。3月補正予算後の予算額30億2,250万1,000円に対しまして、5,409万円減の29億6,841万1,000円の決算見込みであります。

次に2頁をご覧ください。歳出の決算見込みについてであります。3月補正予算後の予算額30億2,250万1,000円に対しまして、6,076万8,000円減の29億6,173万3,000円の決算見込みであります。歳入・歳出における主な増減理由についてであります。2ページ目、歳出の上から2つ目の「2 保険給付費」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、主に療養給付費が大きく減となり、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、1ページ目、歳入の上から2つ目の「2 道支出金」も大きく減となっております。

次に、歳入の「7 国庫支出金」の「1 災害等臨時特例国庫補助金」についてであります。新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方等に対する国民健康保険税の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額が国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象となるものであります。なお、残りの10分の4に相当する額は特別調整交付金の交付対象となりますので、減免に要する費用はすべて国費で賄われることとなります。

なお、歳出面においては、コロナ禍の影響による保健事業費等における支出が減となる見込みである一方で、歳入面においては、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となる見込みでありましたことから、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行ったことにより、結果として、2ページの左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は667万8,000円となる見込みであります。

この剰余金の取扱いにつきましては、先ほどの町長のご挨拶の中でもお話がございましたが、令和6年度から実施予定の保険料水準の統一化などを見据え、庁内でも十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。決算の見込みについて、ご質問、ご意見等がございますか。

(質疑なし)

(2) 報告第2号 令和3年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第2号「令和3年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」ご説明させていただきます。

議案書3頁をご覧ください。上の表の特定健康診査及び特定保健指導実施率の表の黒い太枠をご覧ください。左の欄に記載しております特定健康診査の実施率は、令和3年度の見込数値ではありますが、40.46%となっており、下の表が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、中段あたりに太枠で囲っている目標値50%を下回る見込みとなっております。令和3年度は、平成30年度から取り組んでいる人工知能を活用した受診勧奨や、保健師による電話勧奨、受診データ受領による受診勧奨等の効果が出ている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが多かったため、目標値を下回ったものと捉えております。

なお、上の表の注釈に記載しておりますが、特定健診の実施につきましては、例年、年間で5月、8月、11月に集団検診を実施しているところではありますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、5月に5日間実施を予定していた健診を中止し、その代替として8月と11月の受付時間を拡充して実施いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員は例年よりも縮小し実施したところがあります。

次に、上段の右の欄に記載しております特定保健指導実施率であります。こちらも令和3年度の見込数値になりますが、41.86%となっており、下の表の下段あたりに太枠で囲っている目標値の60%を下回る見込みとなっております。特定保健指導の終了者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人間ドック、脳ドック等での保健指導の実施ができなかった時期があり、実施者数が減となったことにより、目標値を下回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き継続して受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図り、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和3年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。特定健診に関して、ご質問、ご意見等はありませんか。

(質疑なし)

(3) 報告第3号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算について

(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第3号「令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」ご説明させていただきます。議案書4頁をご覧ください。

令和4年度の幕別町国民健康保険特別会計予算であります。総額は、29億3,423万

6,000円、前年度の当初予算額に比べて、8,246万9,000円の減、率にして2.7%の減であります。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。「1 総務費」になりますが、前年度予算と比較しまして、226万3,000円の減となっております。減額となった主な要因といたしましては、会計年度任用職員1名分の人件費の減であります。

次に、「2 保険給付費」であります。本町における被保険者数や療養等に要する費用を推計いたしました結果、前年度予算と比較しまして、5,325万5,000円の減であります。なお、年間平均の被保険者数となりますが、令和2年度は6,208人、令和3年度は6,063人、145人の減となっており、令和4年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところであります。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、2,676万4,000円の減額であります。

次に、「5 保健事業費」であります。前年度予算と比較して、3万5,000円の減額であります。昨年度に開催した本協議会において、ご説明をさせていただきましたが、昨年度から市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、レセプト・健診結果等を分析し、糖尿病性腎症重症化予防事業や服薬情報通知事業の医療費適正化事業に取り組んでおります。

なお、昨年度実施した服薬情報通知事業につきましては、60歳から74歳までの方で、複数医療機関を受診し14日以上処方の内服薬を8種類以上服薬している方、196名に通知書を発出し、通知対象者の追跡調査を行った結果、重複服薬者29名のうち21名、また、併用禁忌者（飲み合わせの悪い薬を併用すること）3名全員が解消されるとともに、令和3年8月から11月までの医療費削減効果額は12万5,170円となったところであります。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、特定健診結果及びレセプトデータより腎症ステージごとの候補者を抽出し、参加勧奨を行った上で指導プログラムを実施しております。まず、候補者の抽出結果につきましては、281名のリストアップを行い、事業紹介の案内文書の発送をもって参加勧奨を実施いたしました。参加勧奨の結果、プログラム参加希望者は14名おり、そのうち8名を指導対象とし、プログラム参加者には糖尿病性腎症の専門員による6か月の重症化予防指導を実施し、全員の指導が完了しております。指導完了後、参加者の検査値を取得し、指導前後で効果測定を行った結果、5名の方にHbA1c（ヘモグロビン数値）の維持・改善が見られたほか、BMIや血圧の数値に関しましても大半が改善する結果となりました。両事業の実施によりまして、被保険者一人一人の健康意識の高揚と医療費の抑制につながったものと捉えており、本年度におきましても、同様に必要な経費を予算計上したところであります。

次に、上段の歳入の表をご覧ください。「1 国民健康保険税」であります。被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減を見込み、前年度予算から4,076万7,000円の減額であります。

次に、「2 道支出金」であります。歳出の保険給付費が減となったことに伴い、前年度予算から6,560万4,000円の減額であります。

次に、「4 繰入金」でございますが、前年度予算から2,390万2,000円の増となっております。こちらは、職員の人件費、事務費に係る経費を計上しているほか、本年度から、未就学児の均等割保険税を5割軽減することに伴いまして、その軽減額分は一般会計から繰り入れることとなるため、新たに「未就学児均等割保険税繰入金」として172名分、210万円を計上しております。また、前段の国民健康保険税のご説明でも申し上げましたが、

被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴う減収を考慮しまして、その財源不足分を国民健康保険基金から 3,684 万 6,000 円を繰り入れることとしております。

今後におきましても、国保の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者としての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「令和 4 年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から保険特別会計予算について説明がありました。これに関わってご質問、ご意見等はありませんか。

(質疑なし)

(4) 議案第 1 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

(斉藤会長)

事務局から説明してください。

(佐々木係長)

議案第 1 号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明させていただきます。議案書は 5 頁になりますが、配布した資料 1、資料 2、資料 3 を使ってご説明させていただきたいと思っております。今回の改正につきましては、大きく 2 点ございます。

1 点目は、冒頭、町長から諮問のありました国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。資料 1 「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要について」をご覧ください。国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けております。国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成 25 年 8 月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書の中で「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われております。このたび、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

はじめに、改正内容についてであります。基礎課税額の課税限度額を「63 万円」から「65 万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「19 万円」から「20 万円」に引き上げるものであります。

次に、課税限度額の見直しに伴う影響額についてであります。資料 1 の「3 影響額」をご覧ください。令和 4 年 3 月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、資料 1 の中段に記載をしておりますが、はじめに、基礎課税額の限度額を「63 万円」から「65 万円」に引き上げることによる影響額は、改正前限度額を超過する 210 世帯すべての世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分 2 万円×210 世帯で影響額は 420 万円

となります。

次に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げることによる影響額は、改正前限度額を超過する243世帯のうち、229世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分1万円×229世帯で229万円の増額、改正後限度額を超過しない世帯が14世帯で影響額は6万7,560円の増額、合わせて235万7,560円となります。

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の影響額を合わせた655万7,560円が今回の改正によって影響する額として見込まれるところであります。ただし、これらの試算につきましては、令和2年中の所得等によるものでありますので、令和4年度の保険税は、令和3年中の所得等を用いて計算することとなりますので、実際の影響額は変わることをご理解いただきますようお願いいたします。なお、課税限度額を引き上げると、基礎課税額が限度額に達する収入の目安といたしましては、夫婦子供1人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,100万円、夫婦子供2人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,070万円となります。一方で、後期高齢者支援金等課税額が限度額に達する収入の目安といたしましては、夫婦子供1人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,020万円、夫婦子供2人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,000万円となります。

2点目の改正点であります、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置の延長についてであります。

本町では、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税の支払いが困難となった方に対して、対象となる期間を特定して、遡及して保険税を減免することができるとする特例措置を講じてまいりました。お配りをしております資料3のとおり、本年3月14日付けで、厚生労働省・総務省より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免措置について、国の財政支援措置を延長して、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の国民健康保険税の減免を行った場合についても、減免に要する費用を財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても、減免の対象期間を延長するよう所要の改正を行おうとするものであります。なお、令和3年度の国民健康保険税における減免の実績をご参考までに申し上げますと、15名の方、230万1,200円の減免を行ったところであります。

議案書5頁と資料2「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」を見比べていただければと思います。条例第2条第2項及び第3項並びに第26条第1項は、基礎課税額の課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものであります。附則第25項は、国の財政支援措置に合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の対象となる国民健康保険税の期間を延長するとともに、その申請期限を令和5年3月31日に改めるものであります。

議案書5頁の附則についてであります。第1項は、施行期日を規定しております。本条例は、公布の日から施行する、とするものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。課税限度額の引上げに係る改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての説明とさせ

ていただきます。よろしくご審議のほど、お願い致します。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。これに関わってご質問、ご意見等はありませんか。

(横山委員)

今回の改正は応能負担ということで理解はするのですが、普通のサラリーマンは国保に加入しているケースは少ないと思うのですが、農家で子どもが多くいるような世帯で課税限度額に達する収入も変わるのでしょうか。

(佐々木係長)

ありがとうございます。ただ今、横山委員がおっしゃったとおり、国保加入世帯の構成によって課税限度額の目安となる収入は変わります。国民健康保険税は、例えば医療分であれば所得割は所得に対して 6.6%の税率をかけます。それに加えて、被保険者一人当たりの均等割 2 万 5,000 円と被保険者一世帯当たりの平等割 3 万 200 円を合算した結果、課税限度額が 65 万円を上回るかどうかとなります。子どもの一人当たりの均等割が 2 万 5,000 円となりますので、子どもの数が多ければ多いほど限度額に達する目安となる収入あるいは所得は下がっていくという仕組みになります。例えば、子ども一人の場合は医療分の限度額に達する収入の目安は約 1,100 万円、子どもが二人の場合は約 1,070 万円、子ども三人の場合は約 1,030 万円となります。家族の世帯構成によって変わりますが、子どもの数が増えれば限度額に達する収入の目安も下がるということとなります。

(横山委員)

分かりました。

(斉藤会長)

他にご質問、ご意見等はありませんか。

(他の質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

(斉藤会長)

それでは、議案第 1 号については原案のとおり承認することといたします。

(事務局より答申案配布)

(齊藤会長)

ただ今、答申（案）をお手元に配布いたしました。このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了しました。そのほか、事務局から何かありますか。

(本間課長)

次回の開催日につきましては、今後、制度改正などの動きを見ながら、事務局より日程調整をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(齊藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。